

(令和4年3月8日提出)

令和4年2月議会定例会議案
(令和3年度分追加)

新 潟 市

令和4年2月議会定例会議案（令和3年度分追加）

目 次

議案第139号 令和3年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第140号 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について・・ 4

議案第141号 新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第139号

令和3年度新潟市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度新潟市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458,221,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		105,697,451	13,596	105,711,047
	2 国庫補助金	51,799,481	13,596	51,813,077
歳 入	合 計	458,207,805	13,596	458,221,401

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		146,741,401	13,491	146,754,892
	2 児童福祉費	58,522,733	13,491	58,536,224
10 教育費		60,981,970	105	60,982,075
	5 幼稚園費	507,936	105	508,041
歳 出 合 計		458,207,805	13,596	458,221,401

議案第 1 4 0 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 9 項を第 1 0 項とし、第 4 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（初任給調整手当の特例）

4 第 6 条に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる会計年度任用職員に、当該各号に定める額を初任給調整手当又は初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

（1） 保育園及び認定こども園に勤務する保育士、看護師、准看護師その他規則で定める者 月額 5, 5 0 0 円（看護師及び准看護師にあつては月額 6, 0 0 0 円）の範囲内において規則で定める額（パートタイム会計年度任用職員にあつては、そのものの勤務時間を考慮して規則で定める額）

（2） 幼稚園に勤務する養護師その他規則で定める者 月額 5, 2 0 0 円の範囲内において規則で定める額（パートタイム会計年度任用職員にあつては、そのものの勤務時間を考慮して規則で定める額）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 4 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 1 4 1 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 8 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 9 年新潟市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（初任給調整手当の特例）

- 3 第 3 条に定めるもののほか、当分の間、看護師、助産師その他管理者が指定する者に初任給調整手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。